

情 個 審 答 申 第 1 号
平成 1 5 年 4 月 2 5 日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 江 藤 孝

熊本市個人情報保護条例第 1 0 条第 2 項の規定に基づく諮問について（答申）

平成 1 5 年 3 月 1 1 日付市民発第 5 0 4 2 号による諮問については、下記のとおり答申します。

記

- 1 諮問第 1 号
住民基本台帳ネットワークシステム第 2 次稼動における住民票情報の通知
- 2 結論
諮問第 1 号については、実施することは適当であると判断します。
なお、当該システムの稼動に当たっては、次の事項を要望します。
 - （ 1 ） セキュリティ対策については万全を期すること。
 - （ 2 ） 新たに始まるサービスの内容やセキュリティ対策等については、市民に周知すること。